登録業務において、民事関係法令等の専門的知識を必要とし、
登録官の判断が必要となった事案等の例

標記について、具体的事案は数多いと考えられるが、基本的には現場で処理されており、本省が把握できた事案のうち幾つかの例を以下に掲げる。

１．（事案の概要）

販売店（Ａ）が買主（Ｂ）に自動車を割賦販売したが、クレジット会社（Ｃ）がＢの連帯保証人となり、所有権はＣに移転することとした（所有者はＣ名義で登録、使用者名義はＢの兄）。また、契約上、買主（Ｂ）が、本件自動車を質入れ等担保に供した場合は、買主（Ｂ）は、使用権限を失い、Ｃに自動車を返還することとされていた。

買主は、本件自動車を金融業業者（Ｄ）に質入れしたため、Ｂは、使用権限を喪失したが、本件自動車はＢへの貸金債権の担保としてＤが占有している。

所有者であるＣは、本件自動車を他者へ譲渡しようとしたが、移転登録（車検証の記載変更も必要）に当たって必要となる車検証を保有しておらず、また、使用者名義もＣでないため車検証の再交付を受けることもできず、どのような手続きで移転登録を行うかが問題となった。

（登録官の対応）

本件自動車については、契約上、Ｃに使用権限があるとも考えられる事案であり、実質的には、Ｃが使用者として車検証の再交付を受けることも適当と考えられた。しかし、国の登録ファイル上は、Ｃはあくまで所有者であり、使用者（Ｂの兄）は別に存在する。このため、登録官としては、まず、先に民事上の使用権限の問題について裁判所の判断を待つこととし、Ｃが訴えを提起し、ＤがＣに本件自動車を引き渡すべき旨の裁判所の判決を求めてもらった上で、その判決書を添付させることで、Ｃに車検証の再交付を認めることとした。

２．（事案の概要）

販売会社（Ａ）は、割賦販売で自動車を買主（Ｂ）に販売しており、売買に当たっては、クレジット会社（Ｃ）から立替払いを受けていたが、登録名義上はＡとしていたものである。Ａは後に破産したが、Ａの登録名義のまま、破産会社の管財手続きが終了することとなったため、割賦支払いが終了した時点で、自動車の買主（Ｂ）に対して移転登録を行うために必要な譲渡人（Ａ）の譲渡証明書、印鑑証明書、委任状の発行ができなくなった。

この場合、どのような手続きで移転登録を行うかが問題となった。

（登録官の対応）

本件では、Ｃが実質的に所有者と考えられ、Ｃに移転登録の手続きを行わせることが適当と考えられた。しかし、国の登録ファイル上はＣは登録名義人ではないため、どのような手

続きを経た上で登録を行うべきか判断が必要となった。登録官としては、まず、その手続きの方法が問題となる。登録官としては、破産管財人による破産財団に属する動産に関する裁判所への申立てを行ってもらい、移転登録の権限をＣに移転する旨の裁判所の許可書が得られれば、その許可書を添付し、併せて、Ａに代わり、Ｃによる譲渡証明書、印鑑証明書、委任状を添付させて移転登録を認めることとした。

３．（事案の概要）

自動車の所有者が死亡したが、相続人が明らかでないため、相続財産管理人が選任された。当該管理人が、被相続人の所有していた自動車を他者に売却し、移転登録を受けようとした。

（登録官の対応）

登録官は、自動車の売却は、民法上第１０３条の保存行為に該当せず、相続財産管理人の権限を越えているのではないかと判断し（民法第２８条、第９５３条）、申請者に対し、まず、民法第28条に基づき裁判所の許可を求めてもらうこととし、許可を得られればその許可書を添付させることで、適法な所有権移転であることを確認した。

・自動車登録事務における運用マニュアルを示されたい。また、疑義のある事例についての対応要領についても、併せて示されたい。

以下のとおり。

○自動車登録業務における運用例集

・「自動車の登録について[Ⅰ、Ⅱ]（改訂版２）」平成 11 年３月

・「自動車の登録について[Ⅲ]（改訂版）」平成 10 年３月

・「自動車登録業務関係質疑応答集」平成 10 年３月

他の行政機関との連携により不正登録等が未然に防止できた例

標記について、具体的事案は数多いと考えられるが、基本的には現場で処理されており、本省が把握できた事案のうち幾つかの例を以下に掲げる。

○　事前に警察から得ていた情報により、自動車の不正登録等の防止が図られた例

１．平成１６年１０月６日～同年１０月２２日

東京運輸支局に対して、指定整備工場から、当該工場に持ち込まれた自動車と車検証に記載された自動車が一致していないとの報告があり、登録官は、当該指定工場に対して、自動車の原動機番号の確認を指示した。登録官は、確認された原動機番号を自動車メーカーに照会して、車台番号を特定し、当該車台番号を、自動車登録ファイルで照会をしたところ、警察から事前に提供を受けていた情報により、盗難車であることが判明した。

登録官が、盗難届が出された池上警察署に連絡したところ、整備工場の所在する警察署に連絡するよう要請があった。この間に、整備工場に盗難車を持ち込んだ者は当該自動車を持ち帰ってしまったが、今後、当該自動車が、運輸支局等に継続検査に来る場合を想定し、自動車登録ファイルに本件情報を記録し、全国の運輸支局等が認知できるようにしておくとともに、整備工場の所在する月島警察署に連絡した。

後日、野田検査登録事務所に、本件自動車の継続検査申請があり、登録官が月島署に連絡し、その指示により、現車の所在する所轄の野田署に連絡したところ、野田署が本件自動車を押収した。

２．平成１６年７月２８日

東京運輸支局において、財団法人から、二輪の小型自動車の新規検査申請があったが、当該自動車については、自動車登録ファイルに、事前に警察から提供を受けていた盗難車情報が設定されていたため、登録官は、警察署に連絡するとともに、申請を受理せず、不正検査を未然に防いだ。

○　税関との連携により、未然に不正登録の防止が図られた例

１．平成１６年７月２日

練馬検査登録事務所に、自動車の新規登録申請があり、添付書類のうち、通関証明書の真正性に疑義があったため、当該通関証明書の発行元である神戸税関六甲アイランド出張所に、公文書で照会したところ、後日偽造されたものであることが判明。

直ちに、本件偽造情報を全国の運輸支局等に連絡したところ、まもなく、湘南検査登録事務所に偽造通関証明書による新車新規登録申請があり、当該申請については処理せず、警察に通報するとともに、未然に不正登録を防止した。

他の行政機関との連携について

１．法令に基づく連携

○関税局

平成17年１月から新たに導入される輸出抹消登録制度において、盗難自動車の不正輸出を水際で防止する観点等から、税関に対して、輸出仮抹消登録に係る情報等を提供することとされている。また、国土交通大臣は、税関に対して、輸出の事実を確認するための照会をすることとされている（道路運送車両法第15条の２第３項）。

○国税庁

自動車重量税の税額の認定及び納付の確認は運輸支局等で行うこととされており（自動車重量税法第１１条、第１２条）、運輸支局等において、自動車重量税が納付されていない場合は自動車検査証を交付しないこととされている（道路運送車両法第９７条の４）。

また、運輸支局等は、納付額の不足がある場合等において所轄の税務署に通知するなど必要な連携を図っている（自動車重量税法第１３条）。

なお、平成17年１月から新たに導入される自動車重量税の還付制度（租税特別措置法）第９０条の１２）においても、還付請求を受け付ける運輸支局等と還付を行う国税局との間で連携をとることとされている。）

２．運用上の連携

○警察庁

自動車に対する犯罪捜査及び犯罪防止等のため、警察庁に対して登録自動車の情報を提供しており、一方、警察庁からは、不正登録の防止のため、盗難自動車に関する情報の提供を受けるなど連携を図っている。

なお、現場の運輸支局等と所轄の警察署の間でも日常的に自動車の登録情報や盗難情報等についての情報交換等を行い、自動車に関する犯罪捜査や不正登録の防止を図っている。

○総務省

地方税（自動車税）の徴税事務のため、登録自動車の情報を提供しており、また、運輸支局等において自動車の継続検査時において自動車税の滞納がないことを証する書面を呈示させている（道路運送車両法第97条の２）。

第１４回官業民営化等 WG 資料要求項目（管理課）

現在の登録官のバックボーン（どういう採用で、自動車登録に付随する業務を何年やってきたのか）について、概数を示されたい。

１．現在、自動車登録官の採用試験別の比率は、Ⅱ種職員が約２５％、Ⅲ種職員が約７５％となっている。

２．採用されてから自動車登録官に任命されるまでの具体的な年数については、各地方運輸局ごとの職員構成、自動車登録官の定員等の状況により一概に示すことは困難であるが、Ⅲ種職員は概ね１４年程度、Ⅱ種職員は概ね１０年程度で自動車登録官に任命されている。

その間、自動車登録官の下で、自動車登録事務に携わり、問題となった事案の処理や警察、県税等他の行政機関との連絡調整を行うなどの経験を積むほか、緑ナンバーの対象である道路運送事業者を把握し、事業計画上の配置車両と道路運送車両法の登録とのスムーズな連携を図る観点から、陸上輸送管理業務にも携わるなど、自動車登録業務に係る幅広い経験を積んでいるところである。

３．さらに、自動車登録官になった後も、階層別研修として新任登録官研修、登録官研修、上級登録官研修を受講するとともに、ケーススタディーや事例研究を中心とした業務研究会（各運輸局ごとに開催）に参加し、自動車に関する登録についての法令並びに自動車の構造及び装置、自動車の製造、流通等に関する事項はもとより新たな問題への対応方法などについて、それぞれ必要な知識の習熟に努めている。